公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和5年10月3日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

(1)業務名

英語マスター講座委託

(2)業務内容

講座修了時に「CEFR A2」レベルに到達することを目標に、英語4技能5領域「聞くこと・読むこと・話すこと [やり取り]・話すこと [発表]・書くこと」をバランスよく伸ばすことのできる講座を実施する。

ア 履行場所(予定)

足立区立梅島小学校(足立区梅田7-35-1)ほか委託者指定場所

イ 対象・定員

対象:一定レベル (概ねCEFR A1程度) 以上の英語力があり、英語学習に強い興味・ 関心を持ち、英語力のレベルアップへの意欲が高い足立区立中学校1年生~3年生

定員:120名

ウ 講座内容等

(ア) 会場及び日程

梅島小学校の2教室を使用し、午後6時から午後8時30分までの間に実施する。30名程度で1グループを設定し、グループごとに指定した曜日に、7月から3月までの期間に全30回の講座を実施する。

(イ) 講座内容

1回の講座は、次の条件を基本とする。ただし、到達目標達成に向けた、より効果的な内容であれば、条件によらず提案することも可能とする。

- 1グループを15人程度の小グループに分けて実施する
- ・ 英会話レッスンとオンライン英会話を組み合わせ、60分×2コマ合計120分の講座とする
- ・ 英会話レッスンは、英語が堪能な外国人講師が集合もしくは個人習熟度に合わせて実施する
- ・ オンライン英会話は、英語が堪能な外国人講師とのマンツーマンレッスンを1レッス ン25分以上毎回1~2レッスン、年間50レッスン以上実施する
- エ 受講希望者向け募集説明会

受講を希望する生徒・保護者向けに、説明会を実施する。 講座の内容説明は受託者が行うこと。

オ 対象者選抜テスト (英語力判定テスト)

講座受講者を選抜するためのテストを実施する。

試験問題作成・準備、受付、試験進行、試験監督、採点等は受託者が行うこと。

カ 事故等の責任

委託者の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、全て受託者の責任とする。このため、受 託者は、対象生徒への傷害・賠償責任保険(通学・下校時を含む)に加入するなど万全の対 応をとること。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 令和6年度以降の予算成立を前提としている。予算が不成立となった場合、区は契約候補 者が要したそれまでの経費等について一切の責任を負わない。

- ※ 履行状況が良好な場合に限り、原則として2回まで契約を更新することができる。ただし、 事業計画の変更等により更新せず終了する場合もあり得る。
- (参考・各年度の契約予定期間)

初年度契約時(令和6年度生向け):令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 更新時1回目(令和7年度生向け):令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 更新時2回目(令和8年度生向け):令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 提案限度価格等

- (1) 提案限度価格 25,000,000円 (消費税込み)
- (2) 最低制限価格の設置 なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 提案書の提出者に要求される資格要件
 - ① 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。 なお、足立区での競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書、直近3年分決算にかか る財務諸表と併せて次の書類を提出すること。
 - ア 履歴事項全部証明書(登記簿謄本、発行後3か月以内のもの)
 - イ 営業所表 (標準様式第5号)
 - ウ 委任状(標準様式第6号。当該業務において代理人を置く場合に限る。)
 - エ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(発行後3か月以内のもの。参加者が 個人の場合に限る。)
 - オ 住民票の写し(発行後3か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。)
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の 11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
 - ③ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
 - ④ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当 該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価 配分	指標
経営の安定性・ 信頼性	経営の安定性・信頼性、 経営規模は十分か	1 0	財務諸表等をもとに実施した財務審査に おける総合評価
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	1 0	従業員数、指導講師数

瑕疵担保力	履行保障、業務時の事故補 償体制がとれるか	5	保険加入の方針
業務執行技術力	当該業務を遂行するための 知識・経験を有しているか	1 5	同種・類似業務又は英語教育に関する実績、近隣エリアにおける過去の業務実績、 意欲等
企業方針	情報セキュリティやコンプ ライアンスに関する取り組 みはどうか	1 0	個人情報保護や内部情報漏洩防止、法令 遵守等への配慮・取り組み
合 計		5 0	
区内事業者	区内に本店のある事業者が 当該本店で参加表明をした 場合に5点を加点	5	

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価 配点	指標
提案内容の的確性	業務計画(指導内容)や業 務実施手順	1 5	英語マスター講座の目的の理解。生徒の 英語力向上に向けた効果的な業務計画。 円滑な運営のための業務実施手順
	業務遂行体制	1 5	同種・類似業務又は英語教育関連業務に ついて十分な業務実績。業務に精通し、 業務を総括する管理責任者の配置。担当 課との緊急時の連絡体制
	講師について(会場講師、 オンライン英会話講師それ ぞれについて)	1 5	講師の力量・人数の妥当性。講師の採用 基準、講師に求める資質。講座実施にあ たっての講師の研修計画、研修体制
	参加生徒の在籍校や保護者 への情報発信	5	参加生徒の在籍校や保護者に対する情報 提供のプランの具体性
	感染症流行時等における通 所の代替策	5	感染症流行時等に通所困難となった生徒 に対しての効果的な学習指導内容
	安全安心に対する取り組 み、個人情報のセキュリティ等法令遵守に対する取り 組み	1 0	参加生徒の安全確保に関する方針。個人 情報保護や内部情報漏洩防止、法令遵守 等への配慮・取り組み
スピーチ・ディ スカッション対 策	スピーチ・ディスカッショ ン対策	1 5	論理的に分かりやすく伝える力が育成で きる効果的な内容
オンライン英会 話	オンライン英会話の運用	1 5	オンライン英会話を行うタブレット等、 セキュリティ面を含めた利用環境及び運 営体制の適切さ
教材	教材内容	1 0	生徒に合った内容。レベル及び量の適切 さ
プレゼンテー ション全体	プレゼンテーション、参考 資料等	5	提案事業者・担当者の意欲、熱意、理解、 協調性。提案書・参考資料等は具体性。 プレゼンテーションのわかりやすさ・具 体性
コスト	コスト	1 0	不当に廉価な価格を提示していないか。 費用対効果。見積書の積算は妥当で明確 になっている。
合 計		1 2 0	

区内事業者区内に本店がある場合 5 点を加点 区内に教室・校舎がある場合 3点を加点	5 · 3	
--	-------	--

4 手続き等

(1)担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館5階 足立区教育委員会事務局教育指導部学力定着推進課事業担当 E-mail gaku-tei@city.adachi.tokyo.jp

電話 03-3880-5964 (直通) 担当 市川

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 令和5年10月3日(火)から令和5年10月12日(木)午後5時まで

② 交付場所 4(1)に同じ。

③ 交付方法 希望者に直接またはメールにて交付する。

直接の受取りに際しては、希望日を事前連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和5年10月13日(金)午後5時まで

② 提出場所 4 (1) に同じ。

③ 提出方法 事前連絡のうえ、書類を持参すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和5年12月14日(木)午後5時まで

② 提出場所 4 (1) に同じ。

③ 提出方法 事前連絡のうえ、書類を持参すること。併せてデータをCD-ROMまたはメールにて提出すること。

5 スケジュール (予定)

項目	日程	
説明書の交付 (第1回質問受付期間)	令和5年10月3日 (火)から 10月12日 (木) 午後5時まで (質問受付は10月6日 (金) 正午まで)	
参加表明書の提出期限	令和5年10月13日(金)午後5時	
提案書提出者選定結果の通知	令和5年11月22日(水)予定	
提案書の提出期限 (第2回質問受付期間)	令和5年12月14日(木)午後5時まで (質問受付は11月29日(水)正午まで)	
ヒアリング (プレゼンテーション)	令和5年12月27日(水)	
提案書の特定	令和5年12月28日(木)予定	